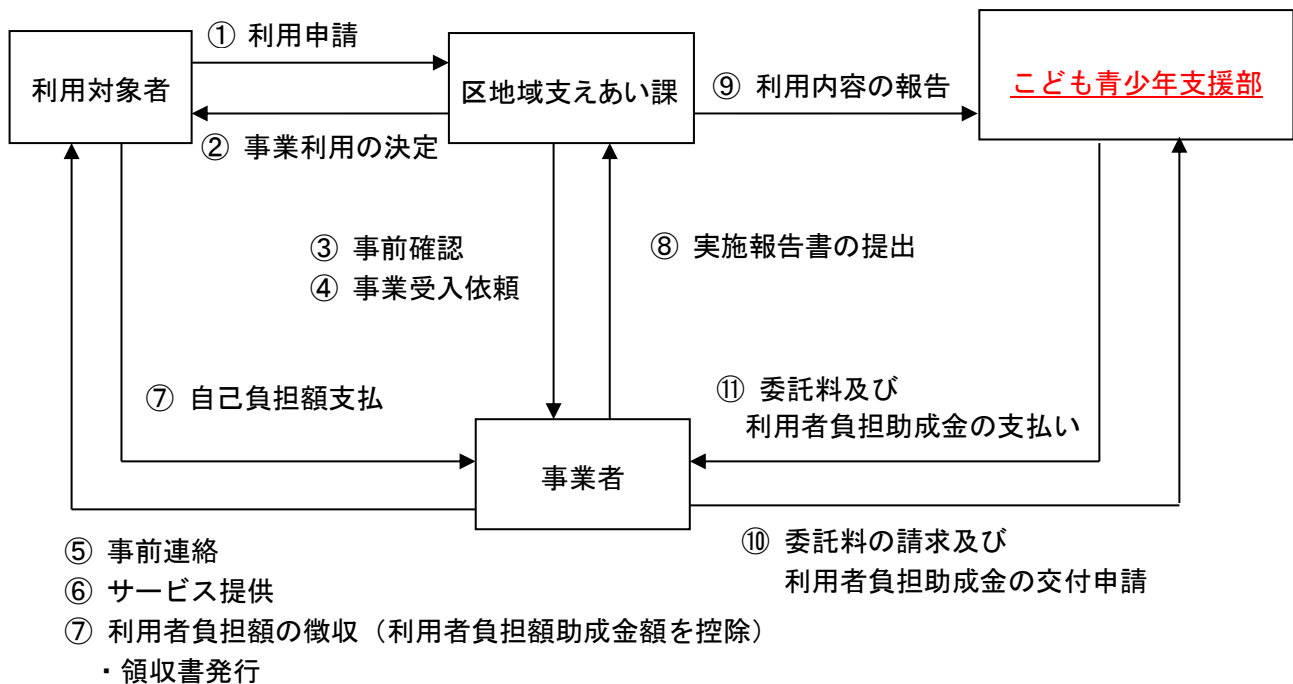


**下線部**が、令和5年度と異なる部分です。

## 令和6年度広島市産後ケア事業事務フロー



### 利用者決定

- ① 利用者は、産後ケア事業の利用について、区地域支えあい課に産後ケア事業の利用について申請する。
- ② 区地域支えあい課は利用の必要性を確認し、事業の利用を決定する。

### 利用の調整

- ③ 区地域支えあい課は、事業所に受入の可否について事前確認を行う。
- ④ 区地域支えあい課は、「広島市産後ケア事業受入依頼書」（第4号様式）により、事業者を受入依頼をする。

### 利用開始からの流れ

- ⑤ 事業者は、サービス開始前に、利用者に連絡し、利用に係る説明及び調整をする。
- ⑥ 事業者は、利用者へサービスの提供をする。
- ⑦ 事業者は、サービスの終了時に利用者から、利用者自己負担額（利用者負担額助成金相当額を控除した上で、利用者負担額を徴収する。）を徴収し、領収書を発行する。
- ⑧ 事業者は、サービスを提供した月の翌月7日までに「広島市産後ケア事業実施報告書」（第9号様式）を区地域支えあい課へ提出する。
- ⑨ 区地域支えあい課は、上記⑧で事業者から報告を受けた利用内容を確認の上、**こども青少年支援部**に報告する。
- ⑩ 事業者は、「広島市産後ケア事業月別利用報告書」（第10号様式）と「広島市産後ケア事業委託料請求書」（第11号様式）及び広島市妊娠・出産包括支援事業実施利用者負担助成金交付申請書（別紙様式）により、**こども青少年支援部**に委託料の請求及び助成金の交付申請を行う。
- ⑪ **こども青少年支援部**は、事業者から提出のあった実績報告書をもとに、委託料及び利用者負担助成金を事業者に支払う。

## 【重要】令和6年度において利用者から徴収する利用者負担額

- 令和6年度においては、広島市妊娠出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱に基づき、広島市が利用者負担額の半額を助成します。
- 利用者負担助成金は、委託事業者から広島市に対する助成金交付申請に基づき、広島市から委託事業者に対して支払います。
- このため、産後ケア事業実施事業者は、以下のとおり、利用者負担助成金を控除した金額を利用者から徴収してください。

### 【令和6年度における利用者負担額の徴収金額】

利用者負担額から広島市妊娠出産包括支援事業利用者負担助成金を控除した金額

サービス種別	世帯種別		世帯区分	利用者から徴収する金額 (1日につき)
宿泊型 ケアサービス	市民税課税世帯	児童手当の所得制限範囲外の世帯	1	1日につき 6,193円
		児童手当の所得制限範囲内の世帯	2	1日につき 2,784円
	市民税非課税世帯 または生活保護世帯		3	0円
デイケア サービス	市民税課税世帯	児童手当の所得制限範囲外の世帯	1	1日につき 3,409円
		児童手当の所得制限範囲内の世帯	2	1日につき 1,705円
	市民税非課税世帯 または生活保護世帯		3	0円

※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日利用分に対して適用